



平成 23 年 5 月 20 日

各 位

会社名 長野計器株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮下 茂  
(コード番号 7715 東証第一部)  
問合せ先 取締役上席執行役員  
経営企画部長 眞島 政弘  
(電話番号 03-3776-5379)

### 内部統制システムの基本方針一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしました。

下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における職務執行が法令及び定款に適合することを確保する施策や職務執行が、法令及び定款に抵触した場合の対応策を講じる体制の整備を行う。

当社役員及び子会社役員は、社是に則った具体的な行動を定めた「長野計器グループ企業行動憲章」等に従った行動を行う。

監査役が、取締役の職務の執行が適正に行われていることを監査する体制をとる。

適時に正確な財務情報を開示するために、財務報告の適正性を確保するための体制の整備を行う。

#### 2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務に係る情報は、文書管理規程並びにその他社内規程に従い、適切に文書を作成、保存及び管理を行う。

機密情報及び内部情報については、機密管理規程及び内部情報管理規程に従い、適切に管理を行う。

#### 3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

損失の危険の管理は、リスク対応能力の向上を図るために、各部門で管理するビジネス・リスクを取り纏め、リスクの重要度、緊急性に応じた規程の見直しを図る。

リスクを継続的に監視するとともに、リスクが顕在化した場合には、損失が軽減できる体制の構築を行う。

#### 4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

執行役員制度を採用しており、執行機能と取締役による監督機能を分離し、責任の明確化と意思決定の効率化・迅速化を図る体制の整備を行う。

なお、取締役及び使用人が会社における全体の目標を定め、その浸透と実効性を高めるために、3

事業年度を期間として中期事業計画の策定を行う。

取締役会は、中期事業計画を具体化するために、中期事業計画に基づいて毎期、事業部門毎の業績目標と予算を決定する体制の整備を行う。

5. 「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

使用人が、法令及び定款に適合した職務執行を行うために、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。

コンプライアンス室は、コンプライアンスの整備にかかわる企画・推進及び総括を行い、その実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

6. 「当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

長野計器グループ全体のコンプライアンス体制の構築のために、当社及び子会社は、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。

長野計器グループ子会社の管理は、本社経営企画部が担当し、関係会社管理規程により各子会社の状況に応じて、長野計器グループとしての経営方針に基づき、予算統制及び必要な管理を行う。

7. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

監査役は、取締役会に対して、監査業務を補助すべき使用人を要求できるものとする。

なお、取締役会は、使用人の専属か兼務かの別、人員及び役職などについて監査役の職務遂行状況に留意して決めることができる。

8. 「監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項」

監査役職務を補助すべき使用人は、監査役のみ指揮命令を受けるものとする。

9. 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する可能性があるとき並びに取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、取締役及び使用人が、適宜・適正に監査役会に報告するような体制の整備を行う。

また、監査役は、重要な会議に出席するなど、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制の整備を行う。

10. 「その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制」

取締役及び使用人に監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境を整備する。

代表取締役と監査役が意見交換の場を設け、監査役は、監査部及び会計監査人並びに顧問弁護士等と緊密な連携を保ちながら、監査役として監査に係る知識の充実と自らの効果的な監査成果の達成を図る。

11. 「反社会的勢力による被害を防止するための体制」

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、警察等関係機関と連携体制を構築し、毅然とした態度で臨む。

また、「長野計器グループ役員行動規範」に従い、反社会的勢力及び団体とは関わりを持たず、これらの活動を助長する行為を行わない。

以 上